

平成 27 年 8 月 5 日
(館 長 裁 定)
(平成 28 年 7 月 13 日改正)
(平成 31 年 1 月 21 日改正)

土日・祝日に警報が発令された場合等の附属図書館の開館、臨時休館について（試行）

1. 趣旨

この文書は、原則として職員が出勤しない土日・祝日に警報が発令された場合等の附属図書館の開館、臨時休館について、当面の基準を定めるものである。

なお、平日に警報が発令された場合等は、この文書を参考にしつつ、学内外の情報を収集しながら、より迅速な判断ができるよう努めるものとする。

2. 定義

この文書において「警報が発令された場合等」とは、以下の状況をいう。

- (1) 気象庁による大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の各警報または特別警報が発令された場合
- (2) 大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく警戒宣言が発せられた場合
- (3) 公共交通機関（JR 中央線、西武国分寺線または西武多摩湖線等）の運休・大幅な遅延や道路状況の混乱により、図書館の開館に支障がある場合、または予測される場合
- (4) 利用者の来館および帰宅への支障が見込まれる場合

3. 土日・祝日の臨時休館の基準（別表参照）

① 授業がない場合

- (ア) 開館 1 時 30 分前時点で小金井市に警報が発令された場合等
終日臨時休館とする。
- (イ) 開館 1 時間後から、2 時間ごとに小金井市で警報が発令された場合等であることを確認し、該当が確認された場合、1 時間後に臨時休館とする。

② 授業開講日の場合

- (ア) 大学の措置として、午前（1～2 限）の授業が休講となった場合
通常の開館時刻から午後 1 時まで臨時休館とする。
- (イ) 大学の措置として、午後（3～5 限）の授業が休講となった場合
午後 1 時から通常の開館時刻まで臨時休館とする。

③ その他、緊急の対応が必要である場合

- ①,②の定めに関わらず、周知と閉館作業に必要な時間を考慮しつつ、速やかに臨時休館とする。

(別表)

① 授業がない場合 (11:00 開館の場合)	午前 9 時 30 分時点で警報が発令された場合等	終日臨時休館
	午前 12 時 00 分時点で警報が発令された場合等	午後 1 時以降臨時休館
	午後 2 時 00 分時点で警報が発令された場合等	午後 3 時以降臨時休館
	午後 4 時 00 分時点で警報が発令された場合等	午後 5 時以降臨時休館
②授業開講日の場合	午前 (1～2 限) の授業が休講	午後 1 時まで臨時休館
	午後 (3～5 限) の授業が休講	午後 1 時以降臨時休館
③その他、緊急の対応 が必要である場合	①,②の定めに関わらず、周知と閉館作業に必要な時間を考慮しつつ、速やかに臨時休館とする。	

※警報発令の有無、発令・解除の時刻は、気象庁 気象情報・注意報のページ
(<http://www.jma.go.jp/jp/warn/1321000.html>) で確認してください。